

# マーガベル(北東ヴォルネスク)地域 における恒久的政府案

---

ノイエクルス連邦マーガベル統治機構検討委員会

# マーガベル統治基本法素案

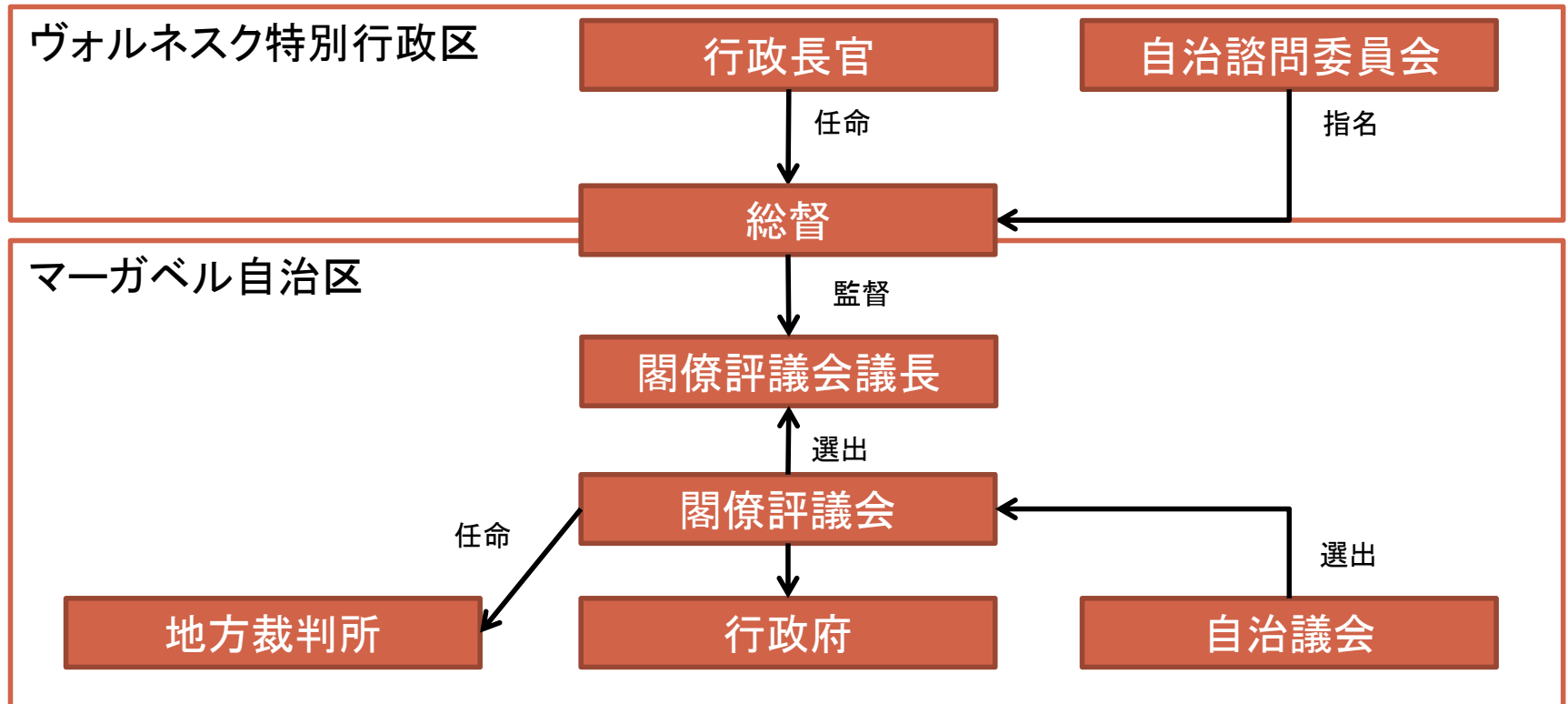
マーガベル地域における行政機構としてヴォルネスク特別行政区の下級行政区としてマーガベル自治区を設置する。

- マーガベル地域は歴史的にヴォルネスクと一体を成しておりヴォルネスク特別行政区の一部に組み込まれることが望ましい。
- マーガベル地域においては一定の政治的独立性と安定性を備える地域住民組織が存在し、自治組織の樹立が期待できる。
- マーガベル地域には未探査の資源が存在すると期待されており、連邦経済への貢献が期待される。

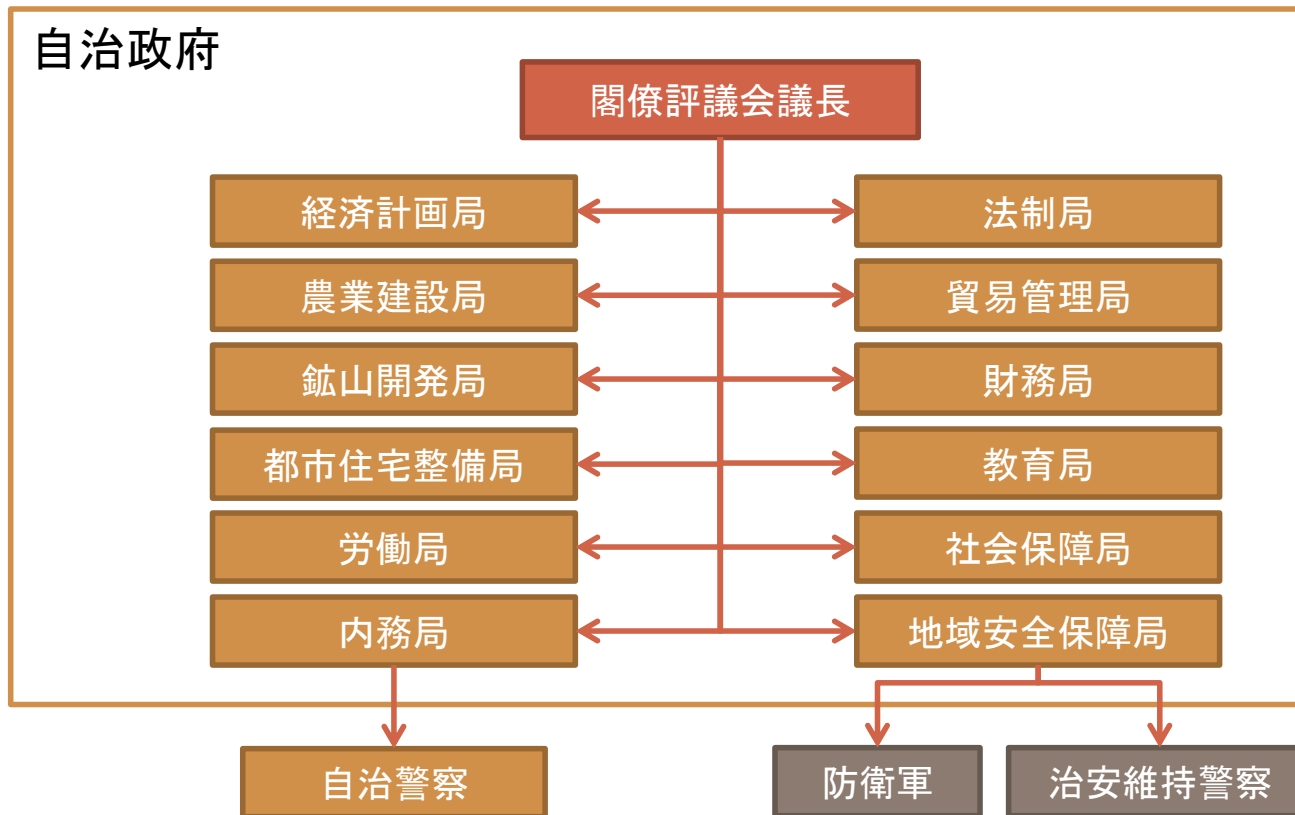
⇒マーガベル地域の発展に向け以下3点を満たす統治計画を作成する。

1. 科学的見地により策定された計画の実行
2. ヴォルネスクとの統合
3. 連邦経済への貢献

# マーガベル自治区概要



# マーガベル自治政府機構案



# マーガベル統治基本法

- 第1条 この法律は行政事務の円滑な遂行を図るため設置するマーガベル自治区について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 ヴォルネスク特別行政区内のマーガベル地域に自治区を設置する。
- 第3条 行政区の名称はマーガベル自治区とする。
- 第4条 マーガベル自治区の公用語は連邦に準じスペイン語とする。
  - 第4条1項 地域諸語の利用については不都合がないよう十分配慮する。
- 第5条 マーガベル自治区における代表者として総督を置く。
  - 第5条1項 総督はヴォルネスク自治諮問委員会により指名され、行政長官により任命される。
  - 第5条2項 マーガベル自治政府が有する行政権は総督に帰属する。
  - 第5条3項 総督は自治議会による立法に対し拒否権を有する。
  - 第5条4項 総督は閣僚評議会議長からの要請に基づき自治議会の解散を命ずることが出来る。
  - 第5条5項 総督は自治区防衛軍の指揮権を有する。
  - 第5条6項 総督は必要と認める場合、非常事態を宣言し法律の停止を宣言することが出来る。
- 第6条 マーガベル自治区における立法のため自治議会を設置する。
  - 第6条1項 自治議会の選出は普通選挙を基本とするが、詳細な要件は選挙法にて定める。
  - 第6条2項 自治議会は50名の議員からなる一院制議会とし、議員任期を最長で4年とする。
  - 第6条3項 自治議会における立法は全議員の過半数の賛成を以て行われる。
  - 第6条4項 連邦法及びヴォルネスク行政長官命令は自治区議会における立法に対し優越する。
- 第7条 マーガベル自治区における予算は自治議会と連邦会計検査院により承認される。
- 第8条 マーガベル自治区における行政執行のため閣僚評議会を設置する。
  - 第8条1項 評議員は自治議会により指名され各行政局長を務める。
  - 第8条2項 評議員のうち過半数は自治議会議員から選出される。
  - 第8条3項 評議員は最大20人を定員とする。
  - 第8条4項 評議員は半年に1度、過半数を改選し、任期を最長で4年とする。
- 第9条 総督の代行者として閣僚評議会議長を設置する。
  - 第9条1項 閣僚評議会議長は閣僚評議会における投票により選出される。
  - 第9条2項 閣僚評議会議長は自治議会の解散を総督に要請することが出来る。
- 第10条 自治区における裁判機構として地方裁判所を組織する。
  - 第10条1項 裁判官は自治政府法制局により任命される。
  - 第10条2項 上訴審はノイエクルス自由国高等裁判所とする。
- 第11条 自治区市民は連邦憲章第8章に定められた権利を有する。
- 第12条 マーガベル自治区における鉱山開発は連邦政府による認可に基づき行われる。
- 第13条 ステファノ経済特区法に基づきマーガベル自治区は経済特区に指定される。